【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年２月22日
【会社名】	アジア・アライアンス・ホールディングス株式会社
【英訳名】	Asia Alliance Holdings Co. Ltd
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　船戸 義徳
【本店の所在の場所】	東京都墨田区両国二丁目10番６号 住友不動産両国ビル別館
【電話番号】	03－5638－8560（代表）
【事務連絡者氏名】	経営企画部長　上野 弘行
【最寄りの連絡場所】	東京都墨田区両国二丁目10番６号 住友不動産両国ビル別館
【電話番号】	03－5638－8560（代表）
【事務連絡者氏名】	経営企画部長　上野 弘行
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

当社の連結子会社の財政状態、経営成績及び キャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

（１）当該事象の発生年月日

平成24年２月22日

（２）当該事象の内容

平成22年６月23日、当社の連結子会社である土岐南テクノヒルズ開発株式会社（以下、「土岐南」といいます。）は、岐阜県土岐市に所有する宅地の造成工事に関し、当該工事の施工業者である株式会社山建重機 （以下、「山建重機」といいます。）から、工事請負金額１億3800万円及び 遅延損害金の支払いを求める訴訟を岐阜地方裁判所にて提起されました。

その後、両社間で、当該請負工事に関する工事内容、金額の解釈について大きな認識の相違があり、本件訴訟が継続されてきました。しかしながら、土岐南を平成24年２月７日付で吸収合併した 当社の連結子会社である株式会社六合（以下、「六合」といいます。）は、裁判の長期化が業務遂行に与える影響等を 総合的に勘案した結果、早期解決が望ましいと判断し、本件訴訟の和解が山建重機と成立するに 至ったものです。

具体的には、平成24年２月22日、六合が山建重機に対し5000万円を支払い、和解いたしました。

（３）当該事象の連結損益に与える影響額

当該事象に伴い、平成24年３月期連結決算において、造成工事代金に関する未払金計上額１億100万円から 和解による支払額5000万円を差し引いた債務消滅益5100万円を特別利益として計上する見込みです。

以 上